

令和4年度要綱対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="199 277 1003 357">令和4年度愛媛県高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱</p> <p data-bbox="109 413 488 448">≪第1条～第4条 省略≫</p> <p data-bbox="125 504 344 539">(補助対象経費)</p> <p data-bbox="103 552 1084 810">第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町の長が、次のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等に対して、令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に支給し、又は同期間の最終日時点において支給が見込まれる経費及び市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費とする。</p> <p data-bbox="109 871 506 906">≪第6条～第21条 省略≫</p> <p data-bbox="103 962 203 997">附 則</p> <p data-bbox="141 1010 792 1045">この要綱は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p>	<p data-bbox="1218 277 2022 357">令和4年度愛媛県高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1126 413 1505 448">≪第1条～第4条 省略≫</p> <p data-bbox="1142 504 1361 539">(補助対象経費)</p> <p data-bbox="1120 552 2101 810">第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町の長が、次のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等に対して、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給し、又は同期間の最終日時点において支給が見込まれる経費及び市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費とする。</p> <p data-bbox="1126 871 1523 906">≪第6条～第21条 省略≫</p> <p data-bbox="1120 962 1220 997">附 則</p> <p data-bbox="1158 1010 1832 1045">この要綱は、<u>令和5年2月17日</u>から施行する。</p>